

環境建設常任委員会委員長報告

(平成21年12月22日報告)

それでは、環境建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を申し上げます。

当委員会は休会中の12月15日、16日の2日間、付託されました10議案と請願書2件の審査を行いました。

審査のため出席を求めた者は、副市長、技監、所管の各部長、課長、参事であります。

それでは、順次報告を致します。

まず、議案第101号 栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について であります。数多くの質疑がありました。その主なものを報告いたします。

まず、市指定ごみ袋についてであります。

委員から、剪定木などを出す際に、ごみ袋の容量はどうか、強度は大丈夫か との質問があり、当局から、ごみ袋は、市販のごみ袋に比較して容量もあり、また、強度も強いものを予定している との答弁がありました。

次に、市指定ごみ袋等取扱店についてであります。

委員から、

- ① 取扱店の公募に際して登録は制限するのか、取扱い数量はどうか。
- ② 取扱店は、市内で何店舗を予定されているのか。市民の利便性の観点からコミュニティセンターでの取扱い等の配慮が必要である

との質問があり、

当局から、

- ① 取扱店の登録は制限しないが、有料化開始段階では、ごみ袋の製造数量の関係から調整する。取扱数量は、取扱店に納品段階で取扱

い手数料を差引いてごみ袋等の代金を市へ納入して載くため、取扱見込み数を勘案し、在庫管理して載くことになる。

- ② 取扱店は、商工会を通じて、またホームページ等で募集している。最終的に100店舗を越える見込みをしている。コミュニティセンターについても協議していく。

との答弁がありました。

次に、不法投棄等についてであります。

委員から、不法投棄や集積場へのごみ投棄に対する対応、生活環境保全推進員の今後のあり方かどうか、また、啓発方法かどうかとの質問があり、当局から、不法投棄防止については、不法投棄の実績は県内他市では多くはないが、不法投棄監視員及びボランティア監視員の増員を図っていく。生活環境保全推進員は来年度も継続して委嘱する。不法投棄防止看板の設置はさらに必要な箇所に設置するとの答弁がありました。

次に、ごみ減量化、資源化及び啓発の推進についてであります。

委員から、

- ① ごみ減量化の推進に伴い、家庭用堆肥化機器導入の補助制度を拡充してはどうか。
- ② ごみの減量化、資源化のさらなる推進のため、マニュアルを作成して啓発すべきではないか。
- ③ ごみ袋等取扱店にもごみ減量化、資源化の啓発チラシを配布してもらうなどの協力依頼をすればどうか。
- ④ レジ袋、過剰包装への対応はどうか。
- ⑤ ごみ処理費用や資源ごみの売却代金など、市民への情報開示と減量化、資源化等の協力依頼が必要であると考えがどうか。

との質問があり、

当局から、

- ① 堆肥化機器導入の補助額は引き下げるが、設置数が多くなるよう

啓発していく。

- ② ごみ減量化については、栗東市環境基本計画 行動計画にも位置付けており、今後もさらに啓発を推進していく。
- ③ ごみ袋等取扱店での啓発チラシ配布については、検討していく。
- ④ レジ袋、過剰包装については、全国的な問題であるが、県とも連携して販売者への働きかけをさらにしていきたい。
- ⑤ あらゆる情報の開示を行い、市民に協力を求めている。

との答弁がありました。

慎重審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 手原駅前自転車駐車場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について ありますが、委員から、

- ① 手数料の改定に伴う増収見込みはどうか。
- ② 現在の利用台数はどうか。
- ③ 近隣の預かり所との料金はどうか。
- ④ 手数料の値上げにより違法駐輪が増加するのではないか。
- ⑤ 高校生に対する減額ということはどうか、近隣市の状況は。

との質問があり、

当局から

- ① 増収の見込み額は200万円程度である。
- ② 480台、85%の利用となっている。
- ③ 手原駅から当駐車場より距離がある民間預かり所があるが、本市の値上げ改定を希望されており、同様に値上げをされる予定である。
- ④ 違法駐輪については、今日までも啓発、指導及び撤去に努めており、今後も強化していく。
- ⑤ 高校生に対する減額措置は近隣市ではない。今回の改定は栗東駅

前駐輪場との整合を図ることを目的にしている。

との答弁がありました。

慎重審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 栗東市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について ありますが、

委員から、今回の改正理由は、上位法の改正によるものか、市独自の改正によるものかどうか との質問があり、上位法の改正によるものである との答弁がありました。

また、利害関係人の定義は との質問があり、借地権者や地上権者を含み、政令で定められている人をいう との答弁がありました。

また、現在、指定されている安養寺地区、栗東駅前地区について、地区計画の規制を変更する場合には利害関係人の三分の二以上の同意があれば申し出ることが可能か との質問に対して、可能である との答弁がありました。

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 栗東市道 路線の廃止については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 栗東市道 路線の認定については、質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 平成21年度 栗東市一般会計 補正予算

(第5号) について、関係する歳出、関係する歳入・その他事項についてであります。

所管の担当者より説明を求め、質疑に入りました。その主なものを報告いたします。

委員から、単独道路改良事業に伴う県事業負担金について、滋賀県の考え方はどうかとの質問があり、当局から、現在、国と県により直轄事業負担金が議論されており、また、これに伴い、県より市町の負担金について意見を求められており、土木担当者により協議調整をしているところである。意見集約後に県で判断をされることになっているとの答弁がありました。

また、森林病虫害防除事業の実施場所はどこか、またその計画はどうかとの質問があり、当局から、野洲川地先の松林である。松くい虫防除のため、新規事業の採択により、50本程度を樹幹注入によって防除する計画であるとの答弁がありました。

慎重に審議した後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

尚、関係する歳入・その他事項については可決すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告致しました。

次に、議案第117号 平成21年度 大津湖南都市計画事業 栗東駅前土地区画整理事業 特別会計補正予算(第1号) について ありますが、質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 平成21年度 栗東市水道事業会計補正予算(第1号) について ありますが、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 平成21年度 栗東市公共下水道事業 特別会計補正予算（第2号）について ありますが、

委員から、流域下水道負担金の負担基準はどうか との質問があり、当局から、湖南中部浄化センターの負担金の割合としては、事業費に対して、国が二分の一、県が四分の一、残る四分の一を関係する9市3町が負担する協定であり、本市は、市町負担分の10.24%を負担することになっている。また、守山栗東雨水幹線工事負担金については、国及び県の負担金の残りを守山市52.3%、栗東市47.7%の割合で負担することとなっている との答弁がありました。

また、委員から、この負担金は今年度限りか との質問に対して、施設の老朽化により、順次、改修が必要であり、改修工事が継続する限り必要である との答弁がありました。

審議の後、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 平成21年度 栗東市農業集落排水事業 特別会計補正予算（第2号）について ありますが、質疑、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、請願書第22号 米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める請願について であります。

国においては、政権交代によって、具体的な農業政策が未だ示されていない。今後を示される農業政策を見極めて判断していく必要がある との意見がありました。

質疑の後、討論もなく、採決の結果、不採択すべきものと決しました。

次に、請願書第23号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する請願について であります。

農業面から見るとF T Aは悪いように取られるが、産業全般から判断すれば推進することが必要であると考えられる との意見がありました。質疑の後、討論もなく、採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告と致します。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。